

**STANDARD**

2025 年 12 月 15 日

各位

会社名 株式会社 F C ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福島 宏治
(コード：6542、スタンダード)
問合せ先 取締役管理統括室長 松田 治久
(TEL. 092-412-8300)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 10 日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（その後の訂正を含み、以下「2025 年 11 月 10 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2026 年 1 月 13 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 1 月 14 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記**1. 第 1 号議案（株式併合の件）**

当社は、2025 年 11 月 10 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なお承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式 3,000,000 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
6,769,481 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
6,769,483 株

（注）当社は、本取締役会において、2026 年 1 月 15 日付で、自己株式 70,040 株（2025 年 9 月 30 日時点で所有する全ての自己株式 45,633 株に、2026 年 1 月 15 日付で当社が無償取得する予定の本譲渡制限付株式（24,407 株）を加えた数に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

2株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

8株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。）に相当する当社株式を売却し、その売却によって得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が2026年1月14日に上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式になることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び、本株式併合が当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月15日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,420円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

T C B - 1 4 株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金については、公開買付者の親会社等からの出資並びに株式会社福岡銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2025年8月7日に提出した公開買付届出書及び同年9月26日に提出した公開買付届出書の訂正届出書並びにそれらに添付された出資証明書及び融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年1月下旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年2月下旬から3月上旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年4月頃を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- ① 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合が発生することを条件として、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）及び現行定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年12月15日（月）
② 整理銘柄指定日	2025年12月15日（月）
③ 当社株式の最終売買日	2026年1月13日（火）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026年1月14日（水）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026年1月16日（金）（予定）

以 上